

「三重県地震・津波対策都市計画指針(仮称)」策定に関する小委員会

指針(案)の検討

**三重県県土整備部都市政策課
平成27年5月18日**

1. 都市計画審議会での確認内容 [H26.12.24第177回三重県都市計画審議会]

目的

地震津波に対応した都市づくりの考え方を示し、都市マスタープランへ反映する。

基本的な視点

近い将来に発生が危惧されている巨大地震に対し、**まず、人命を守ることを最優先**とした都市計画上の対応を検討するとともに、**都市機能の確保や被害の軽減**については、**中長期的な視点**で都市計画に反映していく方向で検討を進める。

指針の内容

市町域を超える広域な連携、機能分担などを含めた都市構造の考え方と市町の地理的特性を考慮した施設の配置や土地利用の考え方の2つについて、**被災後の復興**も見据えて様々な手法を提示し、**市町や住民の方々**が選択して取り組める指針とする。

人の被害

- ・ 県全体として、人的被害（死者）は、理論上の最大規模の想定で約53,000人、過去の最大規模の想定で約34,000人。
- ・ 人的被害（死者）の主な原因分類が津波で、理論上の最大規模の想定で約42,000人、過去の最大規模の想定で約32,000人と想定。

建物の被害

- ・ 県全体として、建物被害（全壊・消失棟）は、理論上の最大規模の想定で約248,000棟、過去の最大規模の想定で約70,000棟。
- ・ 建物被害（全壊・消失棟）の主な原因分類では、理論上の最大規模の想定は揺れで約170,000棟が、過去の最大規模の想定の場合は津波で約38,000棟と想定。

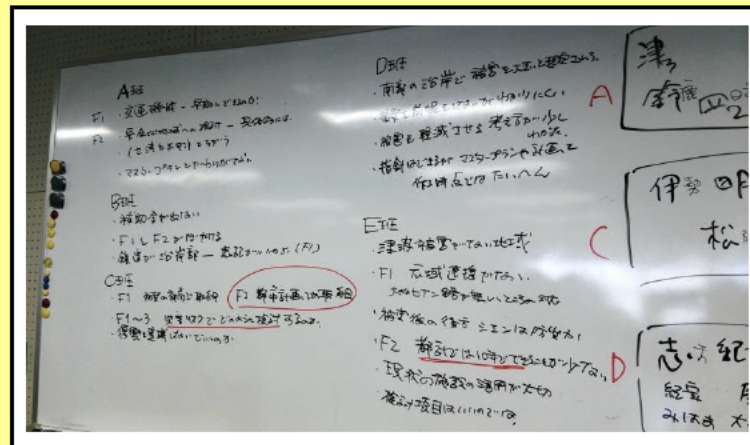
3. 市町からの意見でポイントとなるもの

多数の市町からの意見

- ・ 命を守る防災施設（避難路等）の整備を優先
- ・ 都市構造を短期に大きく変更することは困難
- ・ 行政区域全域が浸水想定となり、災害リスクへの対応ができるか
- ・ 拠点となる庁舎や駅までもが津波浸水想定区域となっている
- ・ 津波浸水想定区域なのに、避難路が狭小であったり避難ビルがない市町が多い
- ・ 津波リスクがある地域に、市街地が立地している市町が多い
- ・ 人口が集中している地域で、避難ビル等へ収容しきれるか



平成26年7月17日 県市町検討会 [意見交換]



平成26年7月17日 県市町検討会 [発表]

4. 県民からの意見(e-モニターによるアンケート)でポイントとなるもの

地震・津波災害とまちづくりに関するアンケート 2015年02月04日から2015年02月23日まで実施 対象者数：1176 回答者数：751 回答率：63%

〔 アンケート設問 〕

- 地震津波浸水予測図（平成25年三重県公表）を知っていますか。
- あなたの自宅または職場（学校）は、津波浸水想定区域内にありますか。
- 住宅が津波浸水想定区域内にあった場合、どのような対策をすると良いと思いますか。
- 津波浸水想定区域内にある土地について、どのような対策をすると良いと思いますか。
- 津波浸水想定区域内に、災害が発生した場合に欠かせない施設（病院や役場、避難所等）がある場合、どのような対策をしていくと良いと思いますか。
- 津波被害を避けるため、沿岸部の土地利用を制限することについて、どのように思いますか。
- 想定される大規模な地震に対し、まちづくりとして、どのような対策をしていくと良いと思いますか。

- ・ 「地震保険への加入」など、自己防衛への前向きな回答が多い
- ・ 避難路等、命を守る防災施設の整備へのニーズは高い
- ・ 公共施設の耐震化に加え、大規模建築物の耐震化も望まれている
- ・ 津波浸水想定区域内における土地利用規制は、「やむを得ない」との考え
- ・ 浸水想定区域内から区域外への移転は、回答割合が低い

住宅対策について 主な意見

「地震保険に加入し、万が一に備える」	52.5%
「住宅を津波浸水想定区域外に移転」	38.3%
(自宅が津波浸水想定区域内で、かつ、 「住宅を津波浸水想定区域外に移転」	34.0%)
「住宅改築時にRC造建にする」	37.4%
「区域内の老朽化した空き家を撤去」	36.4%

土地対策について 主な意見

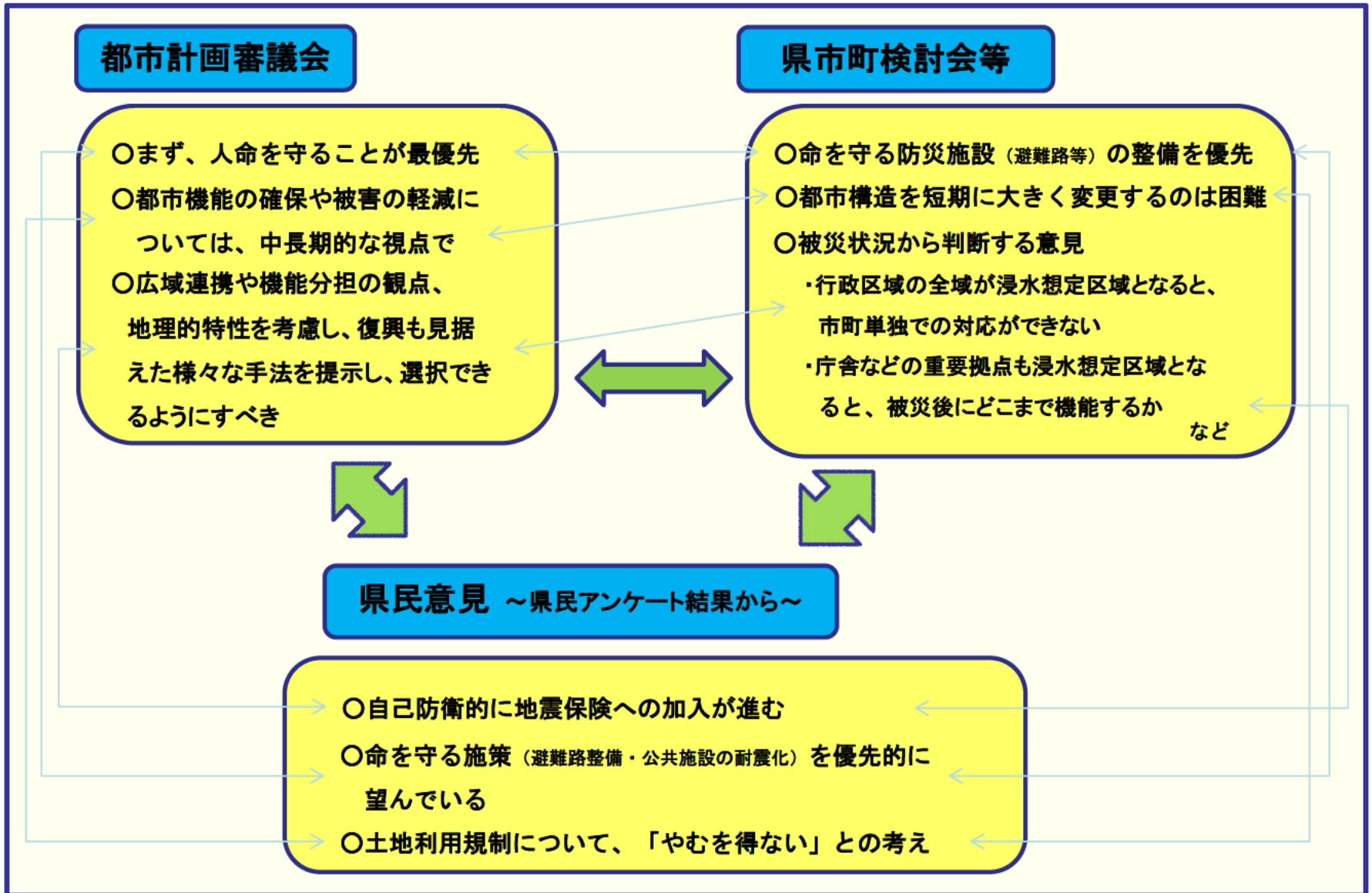
「安全な場所へ延びる避難路整備」 73.9%

まちづくりとして実施する対策について 主な意見

「公共施設の耐震化」	56.1%
「住宅の耐震化」	52.3%
「不特定多数が利用する大規模建築物の耐震化」	41.0%
「緊急避難道路沿いの建築物の耐震化」	31.4%

5. 課題の整理

関係主体の視点や意見の関係



6. 対応の整理

時間軸で捉えた課題への対応



取組期間	短期	<p><人命を守ること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災施設（避難路等）の整備 ・被害想定区域の明示 など
		<p>避難路整備 → 建物の耐震化 避難タワーの整備 → 避難所整備 ハザードマップの整備 → 孤立対策</p>
	中期	<p><都市機能の確保・被害の軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災規模・防災対策の状況からの重要施設配置を検討 ・被害想定区域の低密度化
		<p>都市機能確保のために必要な施設等の都市計画決定の検討、土地利用規制誘導の検討 → 重要施設の配置計画立案及び都市計画決定、土地利用規制誘導 → 重要施設の強靱化・移転等の実現、危険区域における低密度化の実現</p>
長期	<p><快適で安全な都市づくり></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理的特性による都市構造の検討 ・被害想定区域の土地利用規制 など 	
	<p>グランドデザインの構想 → 地理的特性等を鑑みた都市構造の計画検討（取組手法の整理）、土地利用規制誘導手法の検討 → 災害に強い都市構造構築の実現、危険区域における土地利用規制誘導等の強化</p>	

復興

<都市の復興イメージ構築・復興体制づくり>

巨大地震は、いつ・どこで、発生するかは予測できないため、被災後の復興を見据えた都市の復興イメージを時点時点で構築しておくことや、復興にあたる体制作り等を進めておくことが重要。

7. 国の指針【都市計画運用指針 第8版(平成27年1月18日一部改正)】

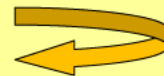
<都市の将来像を実現するための適切な都市計画の選択>

- ・都市における様々な災害リスクを十分に把握した上で、災害の防止又は軽減を図り、都市の将来像を実現するため、都市の特性、市街地等の状況に応じた対応が必要



災害の発生のおそれのある土地の区域

- ・それぞれの区域の災害リスク、警戒避難態勢の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案



- ・適切な対策を講じ防災レベルを向上させた上で市街地の整備、開発又は保全を行う
- ・新たな市街地の整備又は開発は行わない
- ・まちづくりに関する方針を固める



具体的な方策を講じることが重要

<区域区分の見直しの考え方>

- ・市街化区域内の現に市街化していない区域において、土砂災害特別警戒区域及び津波災害特別警戒区域その他の溢水、湛水、津波、高潮、がけ崩れ等による災害の発生のおそれのある土地の区域が含まれる場合は、必要に応じ、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難態勢の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を踏まえつつ、当該区域を市街化調整区域に編入することを検討することが望ましい。

8. 県の指針【地震・津波対策都市計画指針(仮称)の案】

＜国の考え方を基本とし、指針をふまえたうえで県が示す計画立案のポイント＞

- ・ 県内市町の特성에 応じたシナリオや複数の対応策を選択していく
- ・ 対策の優先順位を時間軸で捉えて取り組んでいく

＜都市の将来像を実現するための適切な都市計画の選択の中の地震津波対策＞

